

第1号議案

平成25年度 事業報告

日 時	内 容	
平成25年6月17日(月) 午後1時30分～	幹事会 出席者 11名	①第18回総会議案 ②安全講話
平成25年6月27日(木) 午後1時30分～	第18回 安全推進協議会総会及び安全講話 出席者 97名 喜多方市熱塩加納 支所大ホール	①総会 議案:平成24年度事業報告、平成25年度事業計画 その他:平成25年度役員体制 ②講話 演題:「建設業における労働災害の防止について」 講師:喜多方労働基準監督署長 川又健一 様
平成25年8月7日(水) 午前10時30分～	幹事会 出席者 10名	①安全対策に関する発表会と安全講習会
平成25年9月18日(水) 午後1時30分～	安全対策に関する発表会及び安全講習会 出席者 65名 喜多方市熱塩加納 支所大ホール	①安全対策に関する発表会(発表者 5名) ②安全講習会 演題:「安全が最優先のわが職場 仲間を守る 家族を」 講師:労働安全コンサルタント 湯田亨 様
平成25年9月25日(水) 午後1時～	幹事会 出席者 9名	①安全パトロール
平成25年10月18日(金) 午前9時～	第1回安全パトロール及び結果報告会 出席者 50名 喜多方市熱塩加納 支所大ホール	①安全パトロール(喜多方: 3箇所、猪苗代: 3箇所) ②結果報告会及び講評 喜多方労働基準監督署 監督・安衛課 課長 後藤方史 様、安全衛生係 山川潤 様
平成25年12月5日(木) 午前9時～	第2回安全パトロール及び結果報告会 出席者 43名 喜多方市熱塩加納 支所大ホール	①安全パトロール(喜多方: 3箇所、猪苗代: 2箇所) ②結果報告会及び講評 喜多方労働基準監督署 監督・安衛課 課長 後藤方史 様、安全衛生係 山川潤 様
平成26年2月24日(月) 午前9時～	第3回安全パトロール 出席者 13名	①安全パトロール(喜多方: 4箇所)

平成26年度事業計画(案)

1 安全パトロールの実施

- 1) 喜多方建設事務所管内において、発注者及び受注者合同の安全パトロールを年2回程度実施する。
- 2) 年2回以外にも、社会状況(労災の多発等)等に応じ適時実施する。
- 3) パトロール時に不適切な箇所等があった場合には、速やかに改善を行い、協議会会員全体で情報を共有し、同じミスを起こさないようにする

2 安全管理に関する講習会の実施

各現場の代理人や監理技術者を対象に、安全管理に関する技術や留意点について、講習会を実施する。

3 安全意識の高揚

- 1) 工事現場、詰所への安全旗掲揚の励行
- 2) 協議会会員による安全対策の発表会を実施し、会員相互による安全対策についての情報交換を行う。

4 情報活動

- 1) 安全管理に関する資料等の配布及び関係機関等への意見交換を実施する。
- 2) 安全推進に関連して情報等の収集及び会員への周知を行う。

5 その他

- 1) 幹事会を定期的で開催し、本協議会の活性化を図る。

6 実施計画

5月下旬～6月上旬	協議会総会
6月下旬～7月上旬	第1回安全パトロール(全国安全週間)
10月～11月	第2回安全パトロール(全国労働衛生週間)
12月～2月	安全対策に関する発表会と安全講話

※その他必要に応じて臨時パトロール等を実施する。

平成26年度 喜多方建設事務所管内建設工事安全推進協議会役員体制

役 職 名	所 属	備 考
会 長	喜多方建設事務所長 島 俊 秀	
副 会 長	福島県建設業協会 喜多方支部長 小柴 芳郎	(株)海老名建設
副 会 長	福島県建設業協会 猪苗代支部長 渡部 泰夫	東栄建設(株)
幹 事 長	福島県建設業協会 喜多方支部副支部長 江花 一美	江花建設(株)
副 幹 事 長	福島県建設業協会 猪苗代支部副支部長 渡部 寛規	渡部産業(株)
幹 事	喜多方建設事務所主幹兼次長兼総務部長 土田 修	
〃	喜多方建設事務所事業部長 大竹 和彦	
〃	猪苗代土木事務所長 佐藤 隆	
〃	福島県建設業協会 喜多方支部理事 檜内 秀司	檜内建設工業(株)
〃	福島県建設業協会 喜多方支部技術委員 茅原文和	(株)相模
〃	福島県建設業協会 猪苗代支部技術委員 東條 泰治	東信建設工業(株)
事 務 局	喜多方建設事務所河川砂防課長 今泉仁史	
〃	福島県建設業協会 喜多方支部	

安全宣言

建設工事における安全管理については、従来より、重要な課題として認識されてきたところですが、建設労働災害が依然として増加している背景から、これまで以上に、発注者、請負者が連携して、一層の安全対策を図り、工事を無事故で完了させることが求められております。

そのためには、建設業に従事する一人一人が安全意識を高めるとともに、安全対策を推進しやすい環境を整備し、実効性のある対策を講ずる必要があります。

また、現場毎に条件が異なる建設工事の特殊性を把握するとともに、関係法令を理解しながら、各々の現場に整合した施工計画書を入念に作成し、具体的な作業手順を定めることが基本となります。

私達、会員一同は、もう一度、基本に立ち返ったうえで、安全管理の重要性及び労働災害防止活動を確認し、本総会の開催を契機に、無事故・無災害の決意を新たにいたします。

【会員全員で唱和】

- 一．私達は、整理・整頓・清掃を実行し、正確な手順で安全確保に努めます。
- 一．私達は、リスクアセスメントを実行し、危険ゼロの職場環境を目指します。
- 一．私達は、健康管理に注意し、日々の業務に従事します。
- 一．私達は、交通規則を守り、安全運転を心掛け、マナーアップに努めます。
- 一．私達は、笑顔を絶やさず、明るく元気な挨拶をし、常に、建設工事のイメージアップに努めます。

私達は、以上の5項目について、労働災害防止対策を全力で取り組むことを、ここに宣言いたします。

平成26年6月2日

福島県喜多方建設事務所管内建設工事安全推進協議会

平成25・26年度会員名簿

No.	会社名	No.	会社名
1	(株)会津電気工事	36	第一建設(株)
2	会津法面(株)	37	第一緑化工業(株)
3	秋山ユアビス建設(株)	38	(株)ダイゴ
4	旭産業(株)喜多方営業所	39	(有)耐伸建設
5	穴澤建設(株)	40	大鳳建設(株)
6	安部建設(株)	41	(株)高橋建設
7	荒井建設(株)	42	滝谷建設工業(株)
8	(株)飯豊建設	43	玉川エンジニアリング(株)
9	江川建設工業(株)	44	東栄建設(株)
10	(有)江川建設重機	45	東芝エレベーター(株)東北支店
11	エスアイ(株)	46	東信建設工業(株)
12	江花建設(株)	47	東北土木(株)
13	(株)海老名建設	48	(有)西会津道路
14	(株)大塚工業	49	日本地下水開発(株)福島営業所
15	(株)オクガワ	50	(株)長谷川建材
16	奥山ポーリング(株)福島支店	51	パナソニック環境エンジニアリング(株)
17	(株)オグラ総建	52	東日本コンクリート(株)福島営業所
18	檜内建設工業(株)	53	光塗装(株)
19	金子工業(株)	54	(株)福島リアライズ
20	金田建設(有)	55	(株)富士通マーケティング
21	(株)唐橋	56	(株)丸正
22	(株)環境建設	57	明誠建設(株)会津支店
23	(有)菊地工務店	58	矢田工業(株)
24	協三工業(株)	59	(株)リンペイ
25	国土防災技術(株)	60	(有)渡部組興業
26	(株)小滝建設	61	渡部産業(株)
27	寿建設(株)	62	渡部電気工事(株)
28	(株)佐賀工務所猪苗代支店	63	
29	(株)相模	64	
30	(株)佐藤電設喜多方営業所	65	
31	三友電設(株)	66	
32	三立道路(株)	67	
33	庄建技術(株)会津営業所	68	
34	鈴木建設(株)	69	
35	総合緑建(株)	70	

福島県喜多方建設事務所管内建設工事安全推進協議会規約

(名称) 第1条

この会は、福島県喜多方建設事務所管内建設工事安全推進協議会(以下「本会」という。)と称する。

(目的) 第2条

本会は、福島県喜多方建設事務所(以下「県」という。)が発注する建設工事及び工事監理を行う受託工事に伴う事故の発生を未然に防止し、かつ就労者の安全、衛生及び作業環境の向上を図るための自主的活動を促進し、もって建設工事の円滑なる進捗に資することを目的とする。

(事業) 第3条

本会は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事業を行う。

- (1) 事故防止に関する指導及び助言
- (2) 事故防止対策に関する調査研究
- (3) 事故防止対策に関する啓蒙活動
- (4) 事故防止対策の実施状況の検討及び情報交換
- (5) その他本会の目的を達成するために必要な事業

(構成) 第4条

本会は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 福島県建設業協会喜多方支部及び猪苗代支部の会員にある者
 - (2) 県が発注する建設工事を受注した請負業者(前号の者を除く)
 - (3) 別表第1に掲げる職にある者
- 2 前項第2号の者の会員たる資格を有する期間は、県と工事請負契約を締結した時から当該工事完了後初めて開催される年度始めの総会までとする。

(役員) 第5条

本会には次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 幹事 別表第2に掲げる職にある者

(役員の職務)

第6条

- 会長は、本会を代表し、会務を総理する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けた時は、その職務を代理する。
 - 3 幹事は、会長の命を受け、本会の事業に関する企画及び立案並びに記録を行う。

(役員を選任)

第7条

- 会長は、福島県喜多方建設事務所長をもって充てる。
- 2 副会長は、福島県建設業協会喜多方支部長及び猪苗代支部長をもって充てる。
 - 3 幹事は、会員のうちから会長が指名する。

(役員任期)

第8条

役員任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の役員任期は、前任者の残任期とする。

(顧問)

- 第9条 本会に、顧問を置くことができる。
- 2 顧問は、別表第3に掲げる職にある者を、会長が委嘱する。
 - 3 顧問は、会長の要請により、会議に出席し意見を述べるができる。

(総会)

- 第10条 総会は、毎年度始めに会長が召集する。ただし、会長が必要と認めるときは、臨時総会を召集する。
- 2 総会は、次の事項を議決する。
 - (1) 規約の制定又は改正
 - (2) 事業計画の承認
 - (3) 事業計画および報告
 - (4) その他本会に関する重要な事項
 - 3 総会の議長は、会長がその任にあたる。
 - 4 総会は、会員の2分の1以上の出席で成立する。
 - 5 総会の議事は、出席した会員の半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(幹事会)

- 第11条 幹事会は、幹事で構成する。
- 2 幹事会には、幹事長及び副幹事長を置き、会長がこれを、指名する。
 - 3 幹事会は、次の事項を処理する。
 - (1) 総会に提出する議案の予備審議
 - (2) 第3条に掲げる事業の実施に関する事項
 - (3) その他必要と認められた事項
 - 4 幹事長は、幹事会を代表し、会務を総理する。
 - 5 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故あるとき又は幹事長が欠けたときは、その職務を代理する。

(事業年度)

- 第12条 本会の事業年度は、毎年4月1日から3月31日までとする。

(事務局)

- 第13条 本会の事務局は、福島県喜多方建設事務所、福島県建設業協会喜多方支部に置く。

(その他)

- 第14条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- この規約は、平成7年12月20日から施行する。
この規約は、平成11年6月18日から施行する。
この規約は、平成17年7月8日から施行する。
この規約は、平成19年10月25日から施行する。
この規約は、平成20年10月28日から施行する。(第15条の第1項)
この規約は、平成21年5月28日から施行する。
この規約は、平成22年5月25日から施行する。(第4条第1項(3))

別表第1 第4条第1の(1)、(2)以外の会員

役職名	所 属	職 名	備 考
会 員	喜多方建設事務所	所 長	
〃	〃	次 長	
〃	〃	企画管理部長	
〃	〃	事業部長	
〃	〃	建築住宅部長	
〃	〃	企画調査課長	
〃	〃	管理課長	
〃	〃	専門技術管理員	
〃	〃	道路課長	
〃	〃	河川砂防課長	
〃	〃	猪苗代土木事務所長	
〃	〃	猪苗代土木事務所業務課長	
〃	〃	大峠・日中総合管理事務所長	

別表第2 第5条第1項の関係

役職名	所 属	職 名	備 考
幹 事 長	福島県建設業協会 喜多方支部	副支部長	
副幹事長	福島県建設業協会 猪苗代支部	〃	
幹 事	喜多方建設事務所	次 長	
〃	〃	事業部長	
〃	猪苗代土木事務所	所 長	
〃	福島県建設業協会 喜多方支部	理 事	
〃	福島県建設業協会 喜多方支部	技術委員	
〃	福島県建設業協会 猪苗代支部	〃	
事 務 局	喜多方建設事務所	河川砂防課長	
〃	福島県建設業協会 喜多方支部	事務局長	

別表第3 第9条関係

所 属	職 名	備 考
喜多方労働基準監督署	署 長	
会津労働基準監督署	〃	
喜多方警察署	〃	
猪苗代警察署	〃	